

中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（第2回）

令和5年2月3日（金）13:30～
WEB会議+中国地方整備局建政部3F会議室

1. 開 会

2. 挨拶

国土交通省 中国地方整備局 建政部長 諸岡 昌浩

3. 議 事

（1）規約改正について

（2）建設キャリアアップシステムの普及・定着について

（3）賃金引き上げ・法定福利費確保・建退共の適正履行等の
技能者の処遇改善について

（4）建設業における資材価格高騰対策について

（5）質疑応答

（6）その他

4. 意見交換

5. 閉 会

【配布資料】

議事次第（本紙）

出席団体一覧

資料1 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約（案）

資料2 建設キャリアアップシステムの普及・定着について

資料3 賃金引き上げ・法定福利費確保・建退共の適正履行等の技能者の
処遇改善について

建設業における資材価格高騰対策について

資料4 その他（情報提供資料）

資料5 建設業に関する各種相談窓口

第2回中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会出席団体一覧

(建設業者団体40団体、建設工事の発注者で構成する団体10団体、建設業に関係する団体12団体、行政機関10機関)

【建設業者団体】(50音順)

(一社)岡山県建設業協会
 (一社)島根県建設業協会
 (一社)全国道路標識・標示業協会 中国支部
 (一社)全国特定法面保護協会 中国地方支部
 (一社)全国防水工事業協会 中国支部
 (一社)鳥取県建設業協会
 (一社)鳥取県冷凍空調工業会
 (一社)日本アンカー協会 中国支部
 (一社)日本海上起重技術協会 中国支部
 (一社)日本型枠工事業協会 岡山支部
 (一社)日本型枠工事業協会 中国支部
 (一社)日本建設機械施工協会 中国支部
 (一社)日本機械土工協会 中国支部
 (一社)日本空調衛生工事業協会 中国支部
 (一社)日本建設業連合会 中国支部
 (一社)日本造園組合連合会 広島県支部
 (一社)日本造園建設業協会 中国総支部
 (一社)日本電設工業協会 中国支部
 (一社)日本道路建設業協会 中国支部
 (一社)日本塗装工業会 中国ブロック会
 (一社)広島県建設工業協会
 (一社)広島県鷹土工業連合会
 (一社)山口県建設業協会
 岡山県ダクト工業会

岡山県鷹土工業連合会
 建設産業専門団体中国地区連合会
 (公社)日本エクステリア建設業協会 広島県支部
 しまねインテリア事業協同組合
 島根県建設産業団体連合会
 ダイヤモンド工事業協同組合 中国支部
 中国建設インテリア事業協同組合
 中国建設躯体工業連合会
 中国広告美術業組合連合会
 中国シーリング工事業協同組合
 中国四国保温保冷工業協会
 鳥取県インテリア事業協同組合
 西日本圧接業協同組合 中・四国支部
 広島県建設業協会連合会
 山口県管工事協同組合連合会
 山口県鷹工業連合会

【建設工事の発注者で構成する団体】(50音順)

(一社)中国経済連合会
 (一社)日本ガス協会中国・四国部会
 (一社)日本電機工業会大阪支部
 (公社)広島県建築士会
 (一社)広島県建築士事務所協会
 (一社)山口県建築士事務所協会
 (公社)鳥取県宅地建物取引業協会
 (公社)日本建築家協会中国支部
 (公社)日本建築積算協会中国四国支部
 中国地方商工会議所連合会

【行政機関】

中国四国厚生局
 日本年金機構
 岡山労働局
 広島労働局
 鳥取県
 島根県
 岡山県
 広島県
 山口県
 中国地方整備局

【建設業に関係する団体】(50音順)

(一社)島根県建築組合連合会
 岡山県建設労働組合
 岡山県社会保険労務士会
 島根県社会保険労務士会
 鳥取県行政書士会
 鳥取県社会保険労務士会
 広島県行政書士会
 広島県建設労働組合
 広島県社会保険労務士会
 山口県行政書士会
 山口県建設労働組合
 山口県社会保険労務士会

改正後（案）	改正前（現行）
<p>中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 本協議会は、中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（以下「中国地方協議会」という。）という。</p> <p>（目的） 第2条 中国地方協議会は、国土交通本省において設置された「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、中国地方の行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、同地方の建設業者の実情に応じた、建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。</p> <p>（活動内容） 第3条 中国地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一 CCUS の活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換 二 その他、CCUS の活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換 三 CCUS の活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認 四 CCUS の活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換 六 その他前条の目的を達成するために必要な活動</p> <p>（構成員） 第4条 中国地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一 建設業者団体 二 建設工事の発注者で構成する団体 三 建設業に關係する団体（第一号及び第二号に掲げるものを除く） 四 厚生労働省 中国四国厚生局 五 厚生労働省 鳥取労働局、島根労働局、岡山労働局、広島労働局及び山口労働局 六 国土交通省 中国地方整備局 七 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県 八 日本年金機構 中国地域部 九 その他中国地方協議会が必要と認める者 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。</p> <p>（会長） 第5条 中国地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。 2 会長は、中国地方整備局建政部長をもってあてる。 3 会長は、中国地方協議会を代表し、運営を統括する。 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。</p> <p>（副会長） 第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>（中国地方協議会の招集） 第7条 中国地方協議会の招集は、会長が行う。 2 中国地方協議会は、年1回以上開催する。</p> <p>（ワーキンググループ） 第8条 中国地方協議会の円滑な運営に資するため、中国地方協議会にワーキンググループを置くことができる。 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。 4 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。</p> <p>（事務局） 第9条 中国地方協議会の事務局は、中国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。</p>	<p>中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 本協議会は、中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（以下「中国地方協議会」という。）という。</p> <p>（目的） 第2条 中国地方協議会は、国土交通本省において設置された「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、中国地方の行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、同地方の建設業者の実情に応じた、建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。</p> <p>（活動内容） 第3条 中国地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一 CCUS の活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換 二 その他、CCUS の活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換 三 CCUS の活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認 四 CCUS の活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換 六 その他前条の目的を達成するために必要な活動</p> <p>（構成員） 第4条 中国地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一 建設業者団体 二 建設業に關係する団体（第一号に掲げるものを除く） 三 厚生労働省 中国四国厚生局 四 厚生労働省 鳥取労働局、島根労働局、岡山労働局、広島労働局及び山口労働局 五 国土交通省 中国地方整備局 六 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県 七 日本年金機構 中国地域部 八 その他中国地方協議会が必要と認める者 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。</p> <p>（会長） 第5条 中国地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。 2 会長は、中国地方整備局建政部長をもってあてる。 3 会長は、中国地方協議会を代表し、運営を統括する。 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。</p> <p>（副会長） 第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>（中国地方協議会の招集） 第7条 中国地方協議会の招集は、会長が行う。 2 中国地方協議会は、年1回以上開催する。</p> <p>（ワーキンググループ） 第8条 中国地方協議会の円滑な運営に資するため、中国地方協議会にワーキンググループを置くことができる。 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。 4 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。</p> <p>（事務局） 第9条 中国地方協議会の事務局は、中国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。</p>

<p>(雑則)</p> <p>第10条 本規約に定めるもののほか、中国地方協議会の運営に必要な事項は、会長が中国地方協議会に諮って定める。</p> <p>2 中国地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成24年8月30日より施行する。</p> <p>この規約は、平成30年2月26日より施行する。</p> <p>この規約は、平成30年10月19日より施行する。</p> <p>この規約は、令和4年1月19日より施行する。</p> <p><u>この規約は、令和5年2月3日より施行する。</u></p>	<p>(雑則)</p> <p>第10条 本規約に定めるもののほか、中国地方協議会の運営に必要な事項は、会長が中国地方協議会に諮って定める。</p> <p>2 中国地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成24年8月30日より施行する。</p> <p>この規約は、平成30年2月26日より施行する。</p> <p>この規約は、平成30年10月19日より施行する。</p> <p>この規約は、令和4年1月19日より施行する。</p>
---	---

中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、中国地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（以下「中国地方協議会」という。）という。

(目的)

第2条 中国地方協議会は、国土交通本省において設置された「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、中国地方の行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、同地方の建設業者の実情に応じた、建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 中国地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUS の活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 その他、CCUS の活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 三 CCUS の活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 四 CCUS の活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 六 その他前条の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 中国地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業者団体
- 二 建設工事の発注者で構成する団体
- 三 建設業に関係する団体（第一号及び第二号に掲げるものを除く）
- 四 厚生労働省 中国四国厚生局
- 五 厚生労働省 鳥取労働局、島根労働局、岡山労働局、広島労働局及び山口労働局
- 六 国土交通省 中国地方整備局
- 七 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
- 八 日本年金機構 中国地域部
- 九 その他中国地方協議会が必要と認める者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。
(会長)

第5条 中国地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は、中国地方整備局建政部長をもってあてる。
- 3 会長は、中国地方協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(中国地方協議会の招集)

第7条 中国地方協議会の招集は、会長が行う。

- 2 中国地方協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 中国地方協議会の円滑な運営に資するため、中国地方協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 中国地方協議会の事務は、中国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、中国地方協議会の運営に必要な事項は、会長が中国地方協議会に諮って定める。

- 2 中国地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

- この規約は、平成24年8月30日より施行する。
この規約は、平成30年2月26日より施行する。
この規約は、平成30年10月19日より施行する。

この規約は、令和4年1月19日より施行する。

この規約は、令和5年2月3日より施行する。

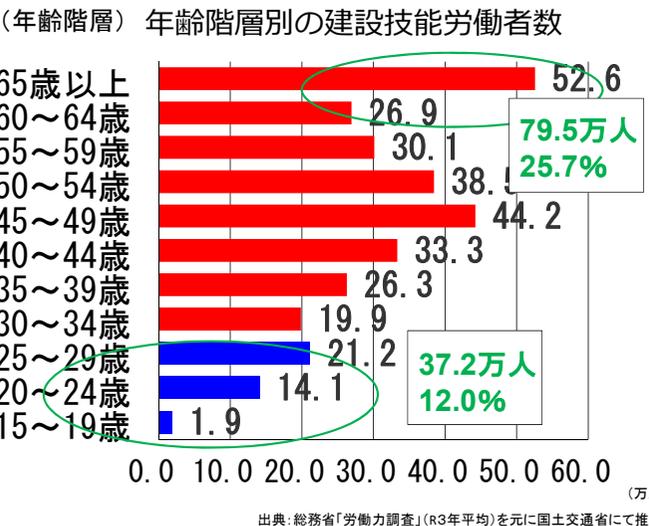
建設キャリアアップシステムの普及・定着について

- (1) 建設キャリアアップシステムの現状
- (2) 現場における利用促進のための取組
- (3) CCUSを活用した処遇改善に向けた取組
- (4) 能力評価制度の拡充

(1) 建設キャリアアップシステムの現状

建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(79.5万人、25.7%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。



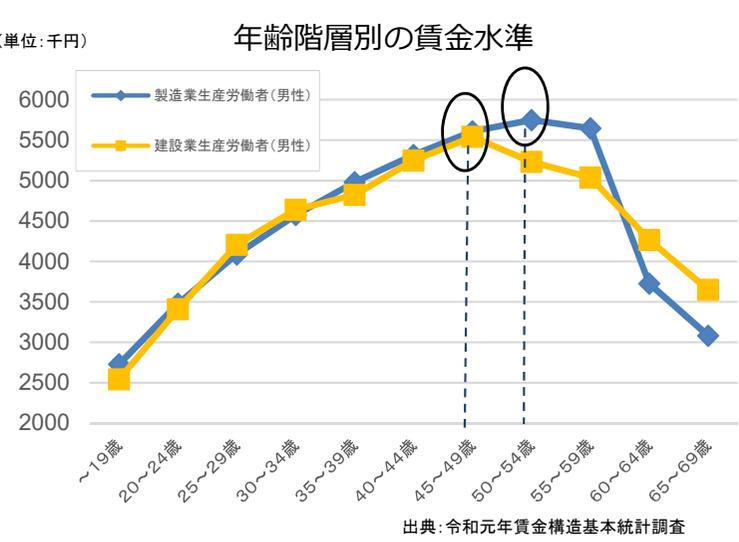
給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	約3%の差 16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与其他特別給与額
 ※令和2年より生産労働者のみの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

○製造業の賃金のピークは50~54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45~49歳。
 ○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。



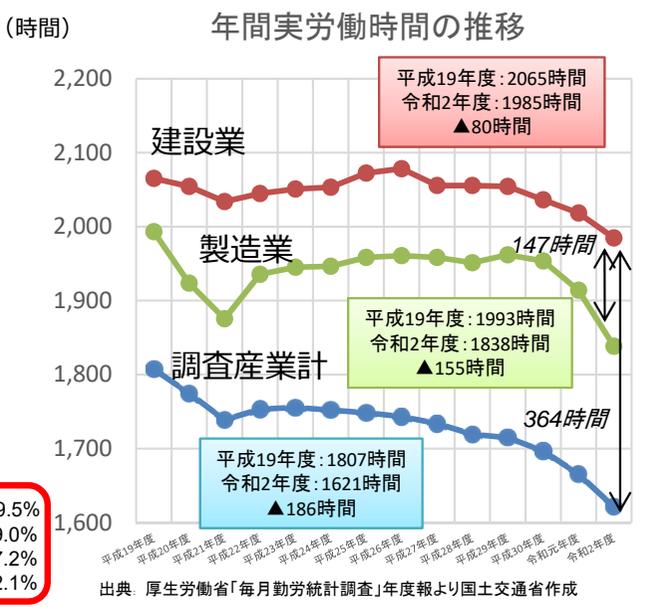
社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

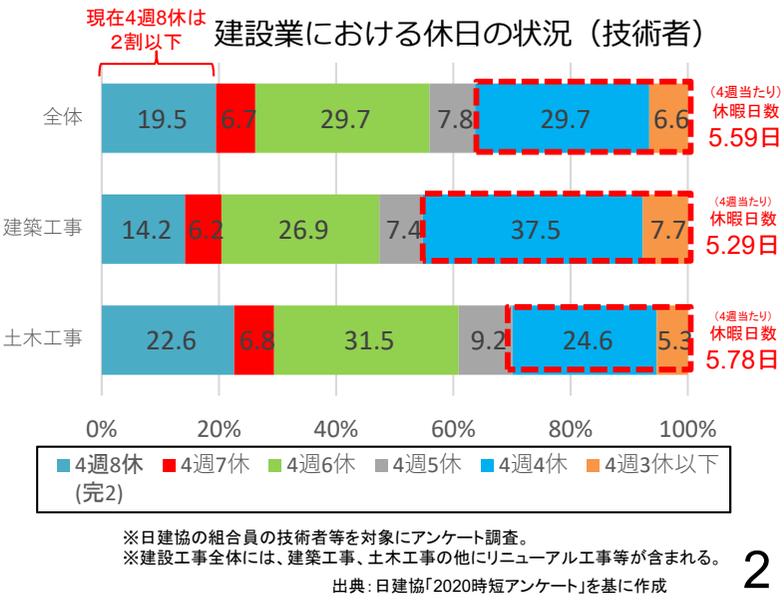
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%

出典: 公共事業労務費調査

建設業は全産業平均と比較して年間360時間以上長時間労働の状況。



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

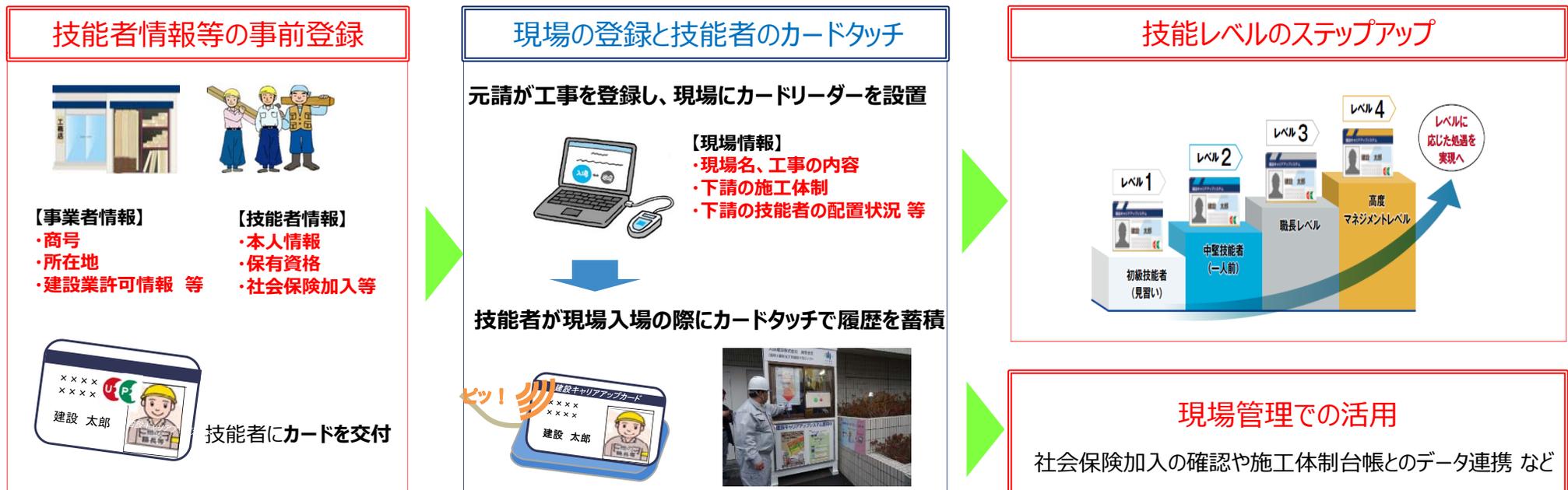


元請: 99.5%
 1次下請: 99.0%
 2次下請: 97.2%
 3次下請: 92.1%

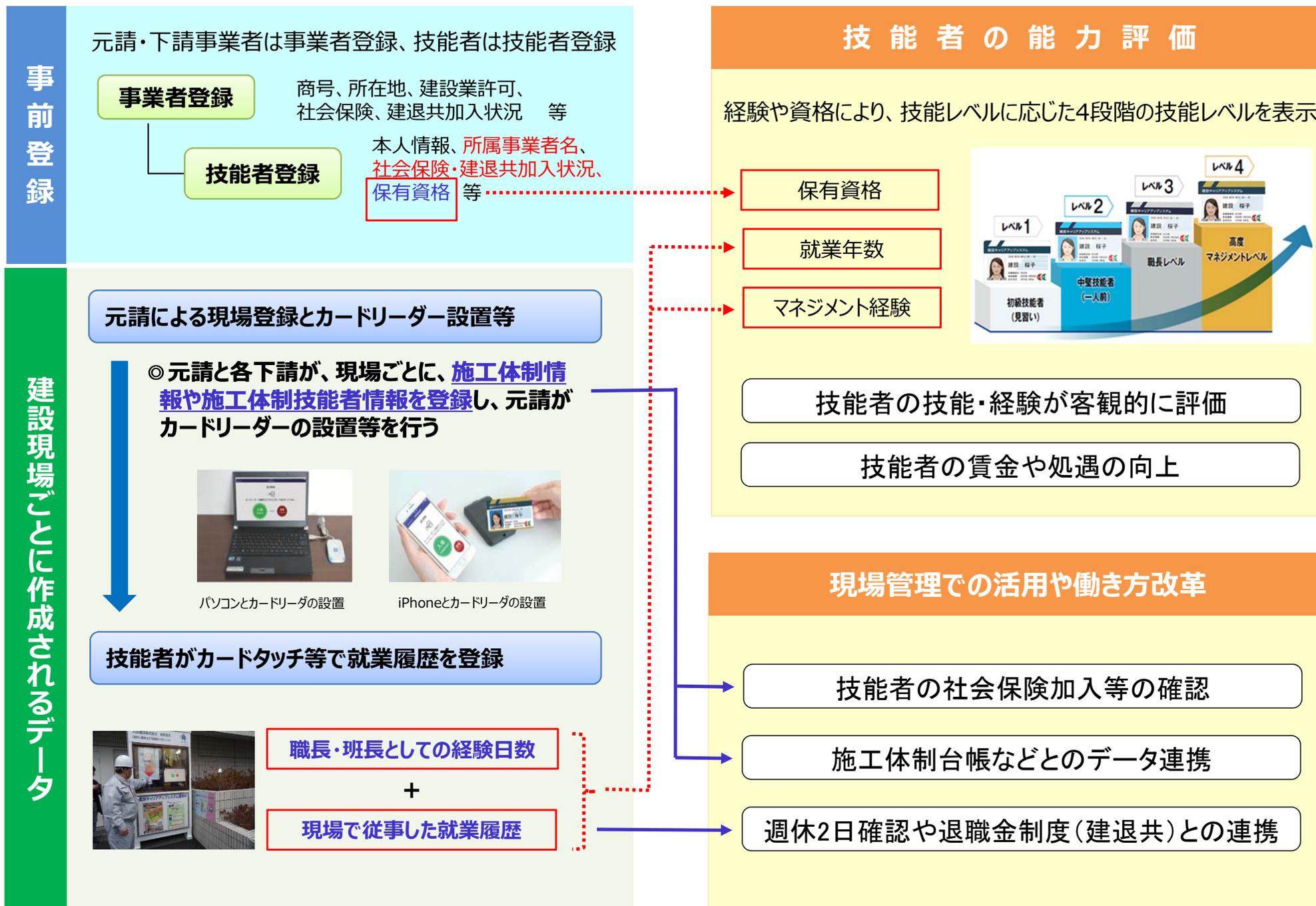
- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及**を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
 - ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）
- **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**



※技能者の意思によらずに個人情報システムの外に公表されない（元請企業は、他の現場のゼネコン等の下に入っている下請企業等の情報は閲覧できない）

建設キャリアアップシステムの利用状況(2022年12月末)

技能者の登録数

107.2万人が登録

※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人



事業者の登録数

20.6万社が登録

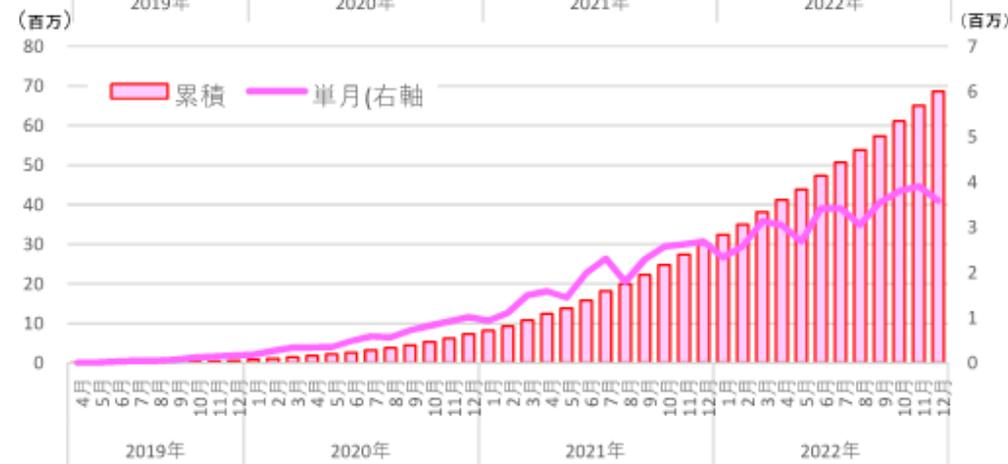
※うち一人親方は6.5万社



就業履歴数

現場での利用は増加傾向

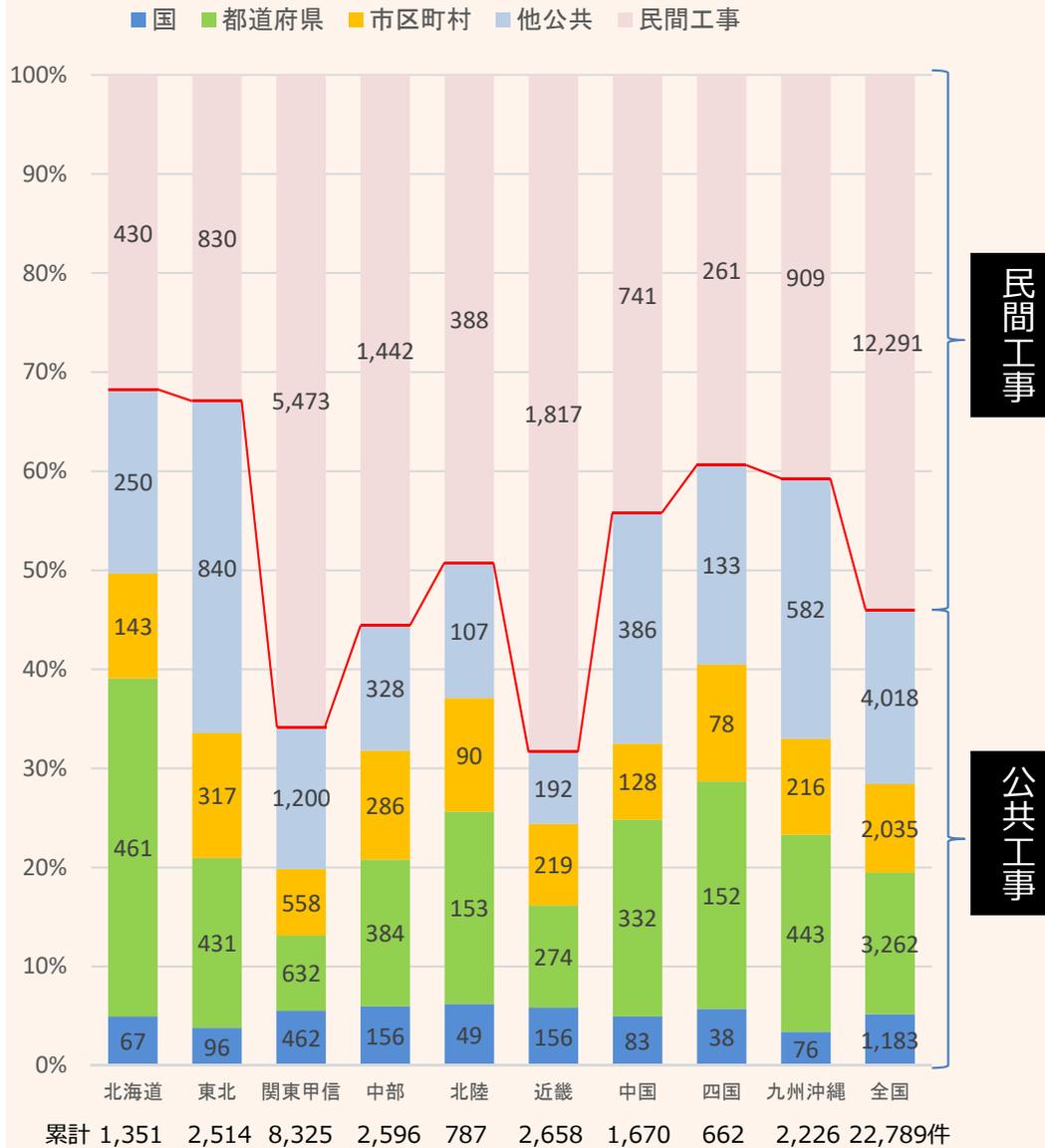
※12月は359万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

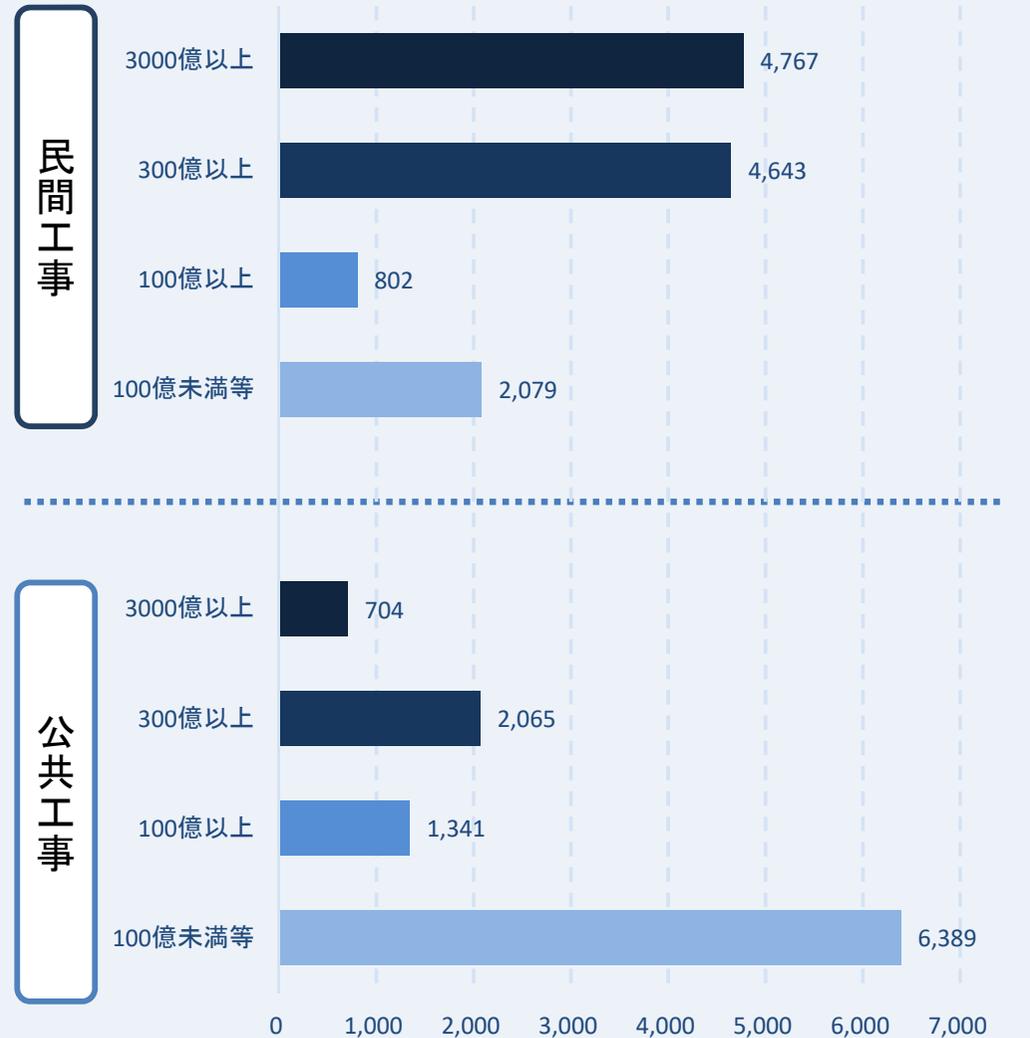
CCUS現場登録の状況（2021年度実績）

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

(参考) 建設投資額見通し 公共：22.2兆円 民間：32.8兆円
国土交通省「令和2年度建設投資見通し（実質値）」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、約6,600現場が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、年度累積（2021年4月～2022年3月）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（=完工高不明先）も含まれている
- ※ 地方区分は地方整備局等（沖縄は九州に包含）に準じた

職種別技能者のCCUS登録状況

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
01 特殊作業員	52,806
02 普通作業員	121,727
03 軽作業員	3,846
04 造園工	8,566
05 法面工	5,620
06 とび工	95,794
07 石工	2,760
08 ブロック工	1,220
09 電工	91,746
10 鉄筋工	37,794
11 鉄骨工	11,744
12 塗装工	22,052
13 溶接工	12,356
14 運転手(特殊)	45,941
15 運転手(一般)	12,815
16 潜かん工	376
17 潜かん世話役	52
18 さく岩工	74
19 トンネル特殊工	3,095
20 トンネル作業員	4,230
21 トンネル世話役	666
22 橋りょう特殊工	3,320
23 橋りょう塗装工	824
24 橋りょう世話役	1,530
25 土木一般世話役	21,029
26 高級船員	1,297
27 普通船員	1,924

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数
28 潜水士	1,743
29 潜水連絡員	104
30 潜水送気員	358
31 山林砂防工	25
32 軌道工	3,171
33 型わく工	49,590
34 大工	13,771
35 左官	18,309
36 配管工	55,071
37 はつり工	5,599
38 防水工	21,483
39 板金工	15,715
40 タイル工	4,399
41 サッシ工	4,107
42 屋根ふき工	1,513
43 内装工	52,196
44 ガラス工	4,751
45 建具工	10,376
46 ダクト工	11,497
47 保温工	11,946
48 建築ブロック工	4,735
49 設備機械工	16,016
50 交通誘導警備員A	898
51 交通誘導警備員B	1,645
52～ その他計	197,412
技能者総数	1,071,634

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
土木従事者	356,920
電気工事従事者	265,200
配管従事者	120,990
大工	101,850
とび職	78,900
画工、塗装・看板制作従事者	59,630
建設・さく井機械運転従事者	58,980
自動車運転従事者	30,220
型枠大工	28,300
左官	25,370
鉄筋作業従事者	19,720
機械組立従事者	14,890
クレーン・ウインチ運転従事者	13,370
運搬従事者	12,060
清掃従事者	11,850
植木職、造園師	11,090
鉄道線路工事従事者	9,950
ブロック積・タイル張従事者	9,880
屋根ふき従事者	6,820
その他の定置・建設機械運転従事者	6,460
警備員	1,420
置職	240

* 建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金（2022年12月末技能者登録数）
令和2(2020)年度国勢調査より

(2) 現場における利用促進のための取組

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
 - ・CCUSサテライト説明会
 - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
 - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
 - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
 - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、37道府県が企業評価を導入
政令指定都市は14市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(来年1月)、現場利用をさらに促進

建退共制度とのデータ連携による掛金納付の簡略化

- ◎ 元請や1次下請が、CCUSの就業データを建退共の掛金納付と連携できる機能を供用し、事務を簡略化

※ 令和4年8月から、元請や1次下請が直接にCCUSの就業実績データを建退共の掛金納付の申請に活用できるシステムを供用

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

労務費調査との連携 (技能者の技能経験に応じた労務費)

- ◎ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル別に賃金目安を示すことにより、能力評価が労務費に反映される方策について検討

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約14%高い実態

技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開 (現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用 (公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年12月から供用

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

(事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点)

【土木工事】 青字: 令和4年7月以降入札公告工事より

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事
(義務化: 全国で64件(R3年度契約))
(活用推奨: 全国で16件(R3年度契約))

- ▶ 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- ▶ これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- ▶ カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある33都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行

- 農水省も、WTO対象一般土木で、R5.1以降の入札公告分から、モデル工事を試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
(全国で27件(R3年度契約))※予定を含む

【港湾・空港工事】

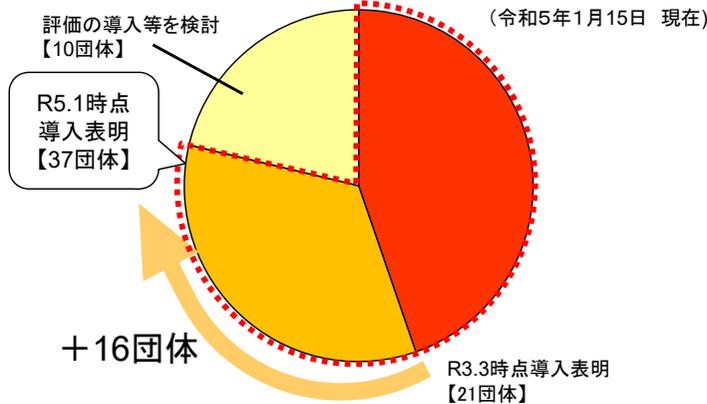
- CCUS活用モデル工事
(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

- 37道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施
(令和3年3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定
(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

- 水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

- NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

- NEXCO東日本においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施

- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施予定

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事 ①～③を除く**審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事**

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 [工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事]
- ③ 災害応急工事
 [防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事]

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

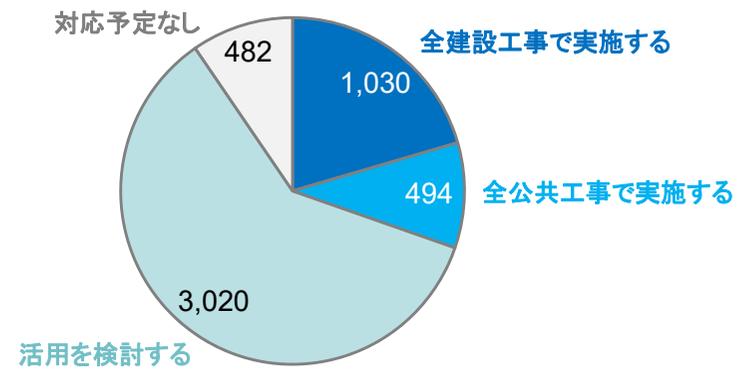
- ① CCUS上での「現場・契約情報」*の登録
 - ② 建設工事に従事する者が**直接入力によらない方法***でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出
- * 現場・契約情報: 現場名、住所、連絡先、現場管理者等
 ** 直接入力によらない方法: 就業履歴データ登録標準API連携認定システム
 (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) 等
 により、当該現場において就業履歴を蓄積できる措置を実施していること

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

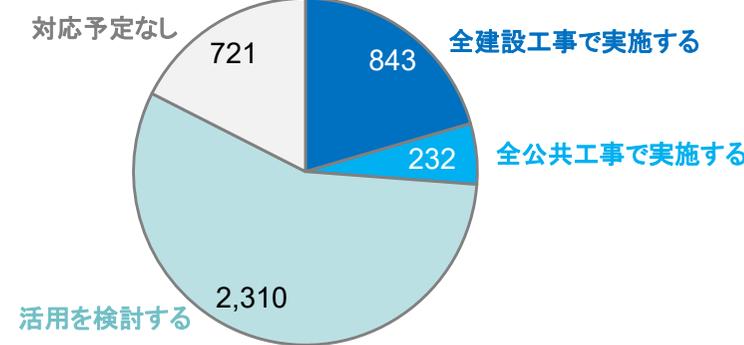
【CCUS登録済企業の対応見通し】

○ 来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの経審受審企業に対して、現時点での対応見通しをアンケート調査 (R4年8月)
 ※有効回答企業数 9,585社
 (回答総合工事業者の元請完工高: 16.7兆円(申告ベース))

【元請総合工事業者】 回答企業数 5,026 社



【設備・専門工事業者】 回答企業数 4,106 社



認定登録機関・登録支援機関

認定登録機関

緑：開設済み 40都道府県 / 空白県：公募を予定

事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで**窓口で実施**（全国236箇所開設）（R4年6月末現在）

※**書面による申請**、写真付きの**身分証がない申請**は、認定登録機関でのみ可能。技能者登録は、「詳細型登録」のみの受け付け



登録支援機関

会員企業等の限定された申請者を対象に、申請書類の受取りや記入補助、運営主体に代わって情報をシステムに登録（全建傘下26協会等）

カードリーダー等の購入等に係る経費の助成

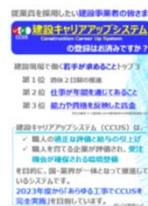
◎ CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対してカードリーダーの購入等に係る経費を助成【厚労省】

事業内容	対象経費
就業履歴蓄積促進事業 建設事業主団体が、中小構成員等におけるカードリーダー等の各種機器等の導入を促進する事業	・カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等への導入に係る契約費用（初期費用、月額利用料等）、機器設置費用、説明会開催費用など ・上記費用について中小構成員等に対して助成した額

※このほか、建設事業主団体が、中小構成員等に対して事業者登録料や技能者登録料の全部または一部を補助する事業についても助成

求人・求職活動との連携

◎ ハローワークにおいて求職者に対してCCUS登録済み企業への応募を勧奨、技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主に対し、求人票の作成支援の取組を開始



建設事業主向けリーフレット



求職者向けリーフレット

◎ 『助太刀』『パワーワーク』といった民間マッチングサービスにおいてCCUS登録済み利用者にCCUSマークをバッジ表示する取組を開始（試行）

現場利用等の疑問にきめ細かくサポートする体制づくり

『CCUSサテライト説明会』の開催

◎ 2020年9月からZoomを活用したWeb説明会「サテライト説明会」を開催(約3,372件、参加者数延べ約7,449名)（6月末時点）

※建設業振興基金のホームページからフォームをダウンロードして申込みが可能

CCUS事業本部



サテライト会場



Zoom



『CCUS認定アドバイザー』

◎ CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる総合アドバイザー

※6月末現在322名を認定

『CCUSチャンネル』

◎ ユーザーからニーズが高いCCUS概要説明や、現場運用に関する情報はじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信



建退共とCCUSのデータ連携について

- 建退共の電子申請方式によって、従来の証紙貼付方式に比べて効率的に、直接、技能労働者に退職金の掛金を納付（元下間の証紙交付のやりとりを省略し、元請が直接、電子的に掛金納付するため、より確実）
- さらに、CCUSに蓄積したデータを建退共の就労実績報告作成ツールに取り込むことで、就労実績報告が正確かつ簡略化（今夏から、元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することを可能とするシステムを供用開始）

※証紙貼付方式をはじめ、掛金納付等の適正履行を図るため、公共発注者による元請に対する履行確認を強化・徹底（令和3年3月通知「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」）

建退共制度では、技能労働者の働いた日数に応じて退職金の掛金が納付

↓

処遇改善のためには、**就労実績が正しく把握され、実績どおりに掛金が納付されることが重要**

証紙貼付方式による掛金納付

○元下間での証紙交付のやりとりが生じるため、**掛金納付が不徹底になるおそれ**。どの技能労働者に貼付されたか確認が困難であり、就労の実績と納付の対応関係も不透明になりやすい



電子申請方式

○申請に基づいて**技能労働者に直接、退職金ポイントが付与されるため、就労実績に基づき確実に掛金が納付**
○**証紙の事前購入や交付が不要**

【重要】元請が電子申請方式を選択すれば、下請による電子申請方式の採用・不採用に関わらず、掛金を電子申請で納付できる（同一現場での証紙貼付方式と電子申請方式の混在は生じない）

建退共とCCUSのデータ連携

電子申請方式
方式
(通常)

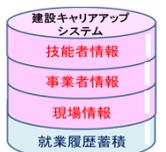


作業員名簿等の各種書類を参照して、**就労実績報告作成ツール**に、就労実績を手作業で入力する



(手作業での入力が不要で実績が正確)

CCUS連携
方式



CCUSに蓄積されたデータを取り込み、就労実績ファイルを作成

※元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することが可能

就労実績報告作成ツール

就労状況報告書
(4号 月別様式)

就労実績ファイル



建退共

電子申請専用サイト



退職金ポイント

技能労働者



技能労働者に対して、直接、退職金ポイントを付与

(証紙のような元請や下請間でのやりとりが不要)

(3) CCUSを活用した処遇改善に向けた取組

○ **CCUSの能力評価等を企業独自の手当にて反映する取組が広がりつつあり、20社を超える企業で導入または検討。ひきつづき、優良事例の水平展開を図る。**

※今年度の公共事業労務費調査において、元請企業から下請の技能者に直接支払われる手当を含め、技能手当の支払い実態を調査して把握

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(特に模範となる方:3,000円)		
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円。R5.6より推薦要件化も検討		
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担		
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に		
奥村組	スーパーマスターは銀カード以上を要件(手当3,000円)	東洋建設	ランク別優良職長制度の導入を検討
清水建設	金カード保有者より優良職長選定(手当3,000円)	ヤマウラ	CCUSカード色別手当の導入を検討
青木あすなろ建設	優良技能者の認定資格条件にCCUS登録を追加	東亜建設工業	優良職長の認定基準にCCUS登録を位置づけ
浅沼組	R5より浅沼マスター資格要件にカード所持を必須化	戸田建設	優良技能者制度手当要件に技能者登録追加
大林組	優良職長制度におけるCCUS登録の義務化	飛島建設	R4より優良職長認定要件にCCUS登録を追加
大林道路	優良職長の条件としてCCUSを位置づけ	日本国土開発	国土優良職長認定基準にCCUS登録を検討
熊谷組	優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化	フジタ	CCUS登録を表彰要件に追加、手当支給検討
大成建設	優良技能者制度の認定基準にCCUS登録を追加	前田建設工業	優良技能者認定要件にCCUS登録を追加
大日本土木	認定要件にCCUS登録者または申請者を追加	馬淵建設	CCUSのEMゼックマスター認定要件化を検討
竹中工務店	優良職長の認定要件としてCCUS登録を義務化	三井住友建設	CCUSの活用を今後検討

※手当は日額を表示

(R4.5現在、国土交通省調べ)

○発注者がCCUSを活用し、施工体制台帳等の閲覧、CCUSの利用状況の確認、工期内における技能者の週休2日の達成状況の確認できるよう、措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)
 (※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。12月9日にリリース済み。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

◎ **施工体制台帳の帳票**

◎ **作業員名簿の帳票**

◎ **施工体系図の帳票**

◎ **下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票**

◎ **社会保険加入状況の帳票**

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

◎ **技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況**

◎ **事業者のCCUSの登録状況**

◎ **技能者のCCUS登録状況**

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめた集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

◎ **技能者の週休2日の達成状況**

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覽的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する (②とセット)

- 就業履歴を蓄積するカードリーダーの設置コストを削減するため、安価なカードリーダーでも利用可能となるよう就業履歴登録アプリを改修。
- デジタル化推進のため、CCUS画面に新たに入力項目を設け、施工体制台帳等※へデータが反映できるようシステムを改修

※ 施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書、作業員名簿等

カードリーダー改修

施工体制台帳等改修

CCUSカード

技能者ID
再発行回数
カード製造番号



建設キャリアアップシステム
1234 5678 9012 34 - 01
建設 桜子
初期登録年 2018年
有効期限 2028年 9月30日
生年月日 1970年 9月生



就業履歴登録



■ 現行反映項目：元請／下請事業者名、工事名称、現場住所・工期 等
■ 今回対応範囲：許可業種、外国人従事有無、発注者情報 等

○ 今回改修を実施することで、システムの利用コスト軽減、現場管理・作業効率化などの生産性向上を実現、利用の促進を図ることで、技能者の能力評価のステップアップ、処遇改善につなげる。

(4) 能力評価制度の拡充

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験について能力評価を実施しています
- 評価は、国土交通大臣が認定した評価基準に基づき、職種ごとの能力評価実施団体が行います

※建設技能者の能力評価制度は「建設技能者の能力評価制度に関する告示」(平成31年3月29日)及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき実施されます

建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
生年月日	S55 1980/07/28		
保有資格	登録基幹技能者	型枠	2016.06.20
技能講習	玉掛け		2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業		2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済		
健保	<input type="checkbox"/> 協会健保	<input type="checkbox"/> 建退共	
年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金		
雇用			

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



初級技能者 (見習い) 中堅技能者 (一人前の技能者) 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

(注1) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行ってあることが必要です
 (注2) 評価の対象となる『就業日数』『職長・班長としての経験日数』については、建設キャリアアップシステムの利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます(経過的な措置は令和6年3月31日までにを行う申請について適用されます)

能力評価対象分野の拡大について

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した38分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

電気工事 (一社)日本電設工業協会	橋梁 (一社)日本橋梁建設協会	造園 (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 (一社)全国防水工事業協会
トンネル (一社)日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 (一社)日本塗装工業会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	機械土工 (一社)日本機械土工協会	海上起重 (一社)日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート (一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 (一社)日本型枠工事業協会	配管 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび (一社)日本建設躯体 工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	エクステリア (公社)日本エクステリア建設業協会
建築板金 (一社)日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	保温保冷 (一社)日本保温保冷工業協会	グラウト (一社)日本グラウト協会
冷凍空調 (一社)日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 (一社)日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	タイル張り (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 (一社)全国道路標識標示業協会
消防施設 (一社)消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業 地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	A L C (一社)A L C協会	土工 (一社)日本機械土工協会
ウレタン断熱 (一社)日本ウレタン断熱協会 ●令和4年4月1日より	発破・破砕 (一社)日本発破・破砕協会 ●令和4年4月1日より	建築測量 (一社)全国建築測量協会 ●令和4年6月1日より		

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

資料 3

- (3)賃金引き上げ・法定福利費確保・建退共の適正履行等の技能者の
処遇改善について**
- (4)建設業における資材価格高騰対策について**

調査の目的

建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施

調査概要

- ◇調査対象：全国の建設業者 14,000業者（大臣許可 1,750業者、知事許可 12,250業者）
- ◇調査方法：郵送による書面調査（令和4年7月27日～令和4年10月24日）
 - ◇調査対象期間：令和3年7月1日～令和4年6月30日における取引
- ◇調査内容：元請負人と下請負人の間及び発注者（施主）と元請負人との間の取引の実態等、見積方法（法定福利費、労務費、工期）の状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況、技能労働者への賃金支払状況 等
- ◇回収業者数：11,079業者（回収率79.1%）
- ◇集計対象業者数：10,974業者（回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者（105業者）を除いた者）

調査結果の概要

（1）建設業法の遵守状況

- 建設工事を下請負人に発注したことがある建設業者（9,261業者）のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者（適正回答業者）は、713業者（適正回答業者率：7.7%（昨年度：10.8%））であった。
- このうち、「下請代金の決定方法」（98.1%）、「契約締結時期」（98.5%）、「引渡し申出からの支払期間」（97.8%）、「支払手段」（93.2%）などの調査項目については概ね遵守されている状況であった。
- 一方、「見積提示内容」（19.2%）、「契約方法」（62.5%）、「契約条項」（43.1%）、「手形の現金化等にかかるコスト負担の協議」（38.5%）など、適正回答率が低い調査項目も見受けられた。

（2）元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.4%（昨年度：1.2%）で、その内容のうち、主なものは、「指値による契約」（12.6%）、「追加・変更契約の締結を拒否」（11.8%）、「下請代金の不払い」（11.8%）、「工事着手後に契約」（10.9%）だった。

調査結果の概要

(3) 発注者（施主）による元請負人へのしわ寄せの状況

発注者から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.3%（昨年度：0.6%）で、その内容で主なものは、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」（16.3%）、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」（15.0%）、「追加・変更契約の締結を拒否」（13.0%）、「請負代金の不払い」（7.3%）だった。

(4) 法定福利費・労務費の内訳を明示した見積書の活用状況

下請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は69.3%、労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は65.1%だった。また、元請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は75.6%、労務費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は66.8%だった。

(5) 工期について

下請負人から工期の変更交渉があった際に変更を認めている元請負人は90.3%だった。また、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した場合、元請負人に対して工期の変更交渉を行ったことがある下請負人は82.1%で、うち施工するために通常必要と認められる工期に変更されたのは92.1%だった。

(6) 請負代金の額について

下請負人から請負代金の額の変更交渉があった際に変更を認めている元請負人は94.4%だった。また、元請負人との契約書に価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めがある下請負人は45.8%だった。さらに、請負代金の額の変更交渉を行ったことがある下請負人は52.4%で、うち変更が認められたのは86.0%だった。

(7) 約束手形について

手形期間を60日(予定・検討中も含む)としている建設業者は76.8%で、一方、手形期間を60日以内とする予定がないと回答した理由としては、「特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため」48.1%が最も多くなった。

(8) 技能労働者への賃金支払状況

賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定があると回答した建設業者は84.2%（昨年度：82.8%）だった。賃金水準を引き上げた理由として最も多かったのは、「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」45.3%だった。一方、引き上げないと回答した理由としては、「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」43.1%が最も多くなった。

	元請を対象に元請下請間	発注者を対象に受発注者間
目的	<p>下請業者へのしわ寄せ防止に向けた取引適正化</p> <p>※技能労働者の賃金水準の上昇を図るには、適正な請負代金での契約締結が重要。そのため、請負代金や工期などが公平な立場・協議のもと適正な取引として行われているかの実態を把握</p>	<p>今般の資材価格高騰等の情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定及び工期の設定についての協力要請</p>
実施方法	<p>元請にヒアリング</p> <p>※調査対象工事に係る現場所長や支店担当者等</p>	<p>発注者にヒアリング</p> <p>※発注関係部署の担当者</p>
調査内容	<p>標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議状況等についてヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工期の進捗状況 ・ 下請負人に対する標準見積書の働きかけ ・ 法定福利費の明示状況 ・ 法定福利費の算出方法 ・ 契約締結に至る過程での下請負人との協議状況 	<p>スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等についてヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負業者の選定方法 ・ 工期の設定方法（変更に関する申出があった場合の対応方法を含む） ・ 価格転嫁について（スライド条項の有無、請負金額の変更申出があった場合の対応等）
実施時期	R3. 10～	R4. 8～
備考	○改善・留意すべき事項について、文書で通知	○業界ごとの傾向や取組状況等について、対象企業との共有を図るとともに公表する予定

※) モニタリング調査については、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間、受発注者間を対象に実施

聴取の目的

立入検査及びモニタリング調査、各種窓口に寄せられた相談対応等の機会を通じて、建設工事における発注者・受注者、元請負人・下請負人の間の取引の適正化、建設業法令遵守に関する意識・意向を聴取し、指導・要請を実施

聴取結果の概要

(1) 法定福利費・労務費の内訳を明示した見積書の活用状況

- ・一部の業種において理解が十分でなかった事実はあるものの、多くの下請企業が施工体系に関係するような大規模マンション工事を受注するクラスのエレメントは大手から地場まで、標準見積書の活用も含む法定福利費の確保に対する理解が進んでいる。
- ・エレメントも下請の法定福利費・労務費について確認を行っているが、法定福利費は労務費と密接に関係しており、過度に低いと人手不足につながり施工品質に影響することから、**エレメントとしても下請の法定福利費を重視している傾向**が見受けられた。
- ・法定福利費内訳明示により、**材工一式業種でも人工を元に算出する等、労務費の尊重に向けた意識が醸成される**ことが期待

ポイント

引き続き、下請企業の**法定福利費・労務費の確保の推進のため標準見積書**の活用を促す必要がある

(2) 下請企業への支払手段の現金化の促進に関する動きについて

- ・手形から現金払いへの移行の動きは、**労務費に限らず**、支払全般において進めている企業もあった。
- ・労務費の現金払いは、建設業法上の努力義務であるため、**多くのエレメントにおいて、労務費分は現金で支払っている**事実が確認できたが、いわゆる**手形払いの廃止に向けた政府の動きに対する認識はまだ多くの企業で知られていなかった**。

ポイント

下請の資金の確保、支払の円滑化のため、**労務費を含む請負代金の現金払いの推進**をする必要がある

聴取結果の概要

(3) 工期・働き方改革について

- ・工期に無理を感じたら元請から発注者に意見を言う、発注者も意識変化し無理な要求が減った
- ・発注者も法令遵守を重視し、**受注者の働き方改革を尊重する意向**を示している
- ・発注者側のグループ企業として建設企業が存在するケースもあり、建設業の働き方改革は身近な課題である
- ・無理して仕事を取りに行く考えは後退し、下請に無理をさせることに抵抗を感じるようになった
- ・元請も働き方改革を意識して仕事を選んでいる
- ・**無理な工程によるしわ寄せは品質低下に直結する**ので余裕のある工程が必要である
- ・下請独自の休みを尊重する、また下請が交代制による週休二日に取り組む等、**元請として働き方改革への対応**が見られる
- ・一方で、4週8閉所の実現が困難、下請が土曜閉所や長期閉所に消極的な傾向も見られる
- ・働き方改革に理解がある社もあるが、依然として無理な工期を求める社もある、また4週8閉所に伴うコスト増加が価格競争力に与える影響も無視できない
- ・4週8休を見据えて、日給月給制から月給制への移行を考えている
- ・年度をまたぐ工期延伸について、協議によって認めてもらえた
- ・工事に必要な許可や同意について、発注者が先行して申請してくれていたため工期に余裕が得られた
- ・無理筋であっても受注者に要求を通させるようにするのが手腕だと思っている発注担当者もいる

ポイント

- ・働き方改革への理解は浸透しつつあるが、依然として課題は残っている
- ・浸透しつつある理解を足がかりに、**発注者と受注者の共存共栄へ向けてさらなる理解浸透を進める**
→「**工期の適正化**」についてはP.12～15参照

聴取結果の概要

(4) 価格転嫁

- ・元請は、資機材の早期発注・確保により価格高騰の影響を最小限に抑える努力をしている。
- ・それでもなお吸収しきれない価格高騰リスクについては、元請から発注者に協議するとともに、下請との協議にも応じている。
- ・発注者としても価格転嫁等の余地がある「予算の調整領域」を見込むように考え方が変わってきている
- ・販売物件である集合住宅は、一般論として、販売時点から上昇した建設コストを顧客への販売価格に転嫁することが大変難しい
- ・価格転嫁関係相談件数 (R5.1.25現在相談者・相談対象者毎)
 - ①下請として元請へ・・・・・・・・・・ 3件
 - ②元請として発注者へ・・・・・・・・・・ 3件
 - ③発注者(施主)として元請へ・・・・・・・・ 2件
 - ④発注者(元請)として下請へ・・・・・・・・ 1件
 - ⑤資材製造業者として元請へ・・・・・・・・ 1件

ポイント

全国調査と同様に元請は価格転嫁の協議には応じる意向を示しているため、**まずは協議を行う**ことが重要。

(5) 賃金引上げ

- ・消費者物価高騰対策として社員に手当を支給する事例も存在する。

(6) 建退共の尊重

- ・建退共制度の意義を尊重し、履行証明による加点を重視し、元請として適正履行を心がけている
- ・民間工事における制度の普及が不十分だと感じている
- ・公共・民間に関わらず、建退共制度は建設業に必須の制度という方針で、下請に証紙を請求するよう言っている

ポイント

技能者の処遇改善の観点から、公共工事のみならず、民間工事における理解の醸成に努める必要がある。

→P. 2 1「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」参照

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

下請への要請 「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

元請への要請 「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不企第33号)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

民間発注者への要請

【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

- 国土交通省で平成29年7月、標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注者から提出される請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について調査。
- 国・県では、法定福利費を明示する取組が進む一方、**市区町村では一部の自治体にとどまっている状況。**

請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組

中国地方整備局調査(令和5年1月時点)
 ※カッコ内は、平成30年度入札契約適正化法に基づく実態調査(平成29年度実績)

	導入している	導入していない	導入割合(%)
中国地方 5県	5(2)	0(3)	100%(40%)
中国地方 107市町村	28(12)	79(95)	26%(12%)

- 令和4年度までに**5県全てが実施済み**
 - ・近年導入した県においても、混乱はなく、計算方法等の実務的な問い合わせが増える程度にとどまっている
 - ・受注者にも法定福利費の計算方法が普及しつつある
- 令和5年1月現在、**中国地方5県内の107市町村中28市町村が実施済み**
 - ・近年導入した市町村においても、混乱はなく、スムーズに実施されている
 - ・算出が難しいと判断する工種は除外する等、段階的な実施を行う例もあるが、簡易的な方法で算出する対応もありうる
 - ・実施済みの28市町村中、18市町村はR2時点で未実施、またその内9市町村は「今後も実施する予定はない」意向であった
 →**各県が実施したことにより市町村も実施する状況**が見られる(県の基準、システム等に準拠)
 - ・今後、**県庁所在地都市、中核市が導入することにより普及が加速することが期待**できる(現在55%が実施)

岡山県の法定福利費内訳明示の案内パンフレットをP.9に紹介

岡山県発注工事における法定福利費内訳明示の実施

(令和4年3月15日現在)

岡山県発注の工事※1を受注したら
法定福利費を明示した請負代金内訳書
を提出してください

令和4年
6月1日
から※2

※1 小規模工事(予定価格(税込)250万円未満の随意契約で発注する工事)は対象外です

※2 令和4年6月1日以降に契約を締結した工事から

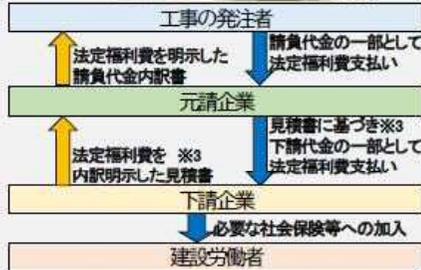
法定福利費とは何ですか？

受注した工事の現場労働者(元請・下請を問いません。)に関する社会保険等の掛金のうち
 {健康保険料(介護保険料を含む。)}
 {厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む。)}
 {雇用保険料} の事業主負担分をいいます。
 (労災保険料は含まれません。)

なぜ、法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出しなければならないのですか？

建設業の担い手を育成し、確保していくためには、建設労働者が社会保険等に加入するための元手となる法定福利費が、発注者から元請企業へ、元請企業から下請企業へ適正に支払われることが重要です。

現場労働者(元請・下請)の法定福利費は、それぞれの工事の請負代金の中で確保する必要があり、法定福利費を明示した請負代金内訳書を作成することにより、法定福利費の額が明確になることから、元請・下請間での必要な法定福利費の確保につながり、建設労働者の処遇改善を目指すものです。



※3 国土交通省では、下請企業に対し、労務費と法定福利費を記載した見積書の作成を要請し、元請企業に対しては、労務費と法定福利費の見積額を尊重するよう要請しています。

発注者・元請企業・下請企業が協力して、建設労働者の処遇改善に取り組みましょう

「労務費等に関する取組」(国土交通省不動産・建設経済局ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsusyo/const/ccus_roumuhi.html

法定福利費はどうやって計算するのですか？

1 基本的な計算方法

・法定福利費=労務費×社会保険料率
 *社会保険料率は裏面(参考資料①)を参照してください。

2 労務費の算出が困難な場合

・法定福利費=労務費(請負金額(消費税抜き)×労災保険法における労務費率)×社会保険料率
 *労務費率は裏面(参考資料②)を参照してください。
 ・法定福利費=工事費(消費税抜き)×工事費当たりの平均的な法定福利費の割合
 ・法定福利費=工事数量×数量当たりの平均的な法定福利費

◎詳しい計算方法は、国土交通省ホームページも参考にしてください。

「建設業における社会保険加入対策について」(国土交通省不動産・建設経済局ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

(裏面もご覧ください。)

(令和4年3月15日現在)

請負代金内訳書の提出先は？

工事の契約担当(契約書の提出先)に、契約締結後 14 日以内に提出してください。

- ・本庁発注の場合・担当課(建築営繕課、財産活用課 など)
- ・県民局、地域事務所発注の場合・県民局総務課・地域総務課

契約担当は、受注者が提出した請負代金内訳書に記載された法定福利費の額と、発注者が想定する法定福利費の額を比較し、これらの額に著しい乖離がないか確認を行います。

請負代金内訳書の様式や法定福利費の記載方法は？

・請負代金内訳書(参考資料③参照)に、入札の際に提出した「工事費内訳書」の内容と法定福利費の額などを記載し、提出してください。

※営繕工事の場合は、従来から使用している請負代金内訳書に法定福利費を追記してください。

◎記載上の注意点

- ・請負代金内訳書に記載する法定福利費は、社会保険等の掛金のうち事業主負担分です。(労働者個人が負担する社会保険等の掛金は記載の必要はありません。)
- (法定福利費は、元請負担分と下請負担分がありますので、これらの合計額を記載してください。)
- ・法定福利費は、社会保険等の種類ごとに分ける必要はなく、合計額を記載してください。

参考資料

①社会保険料率(令和4年3月15日時点)

種類	保険料率	保険料率
健康保険	10.25%×1/2(事業主負担分)	5.125%
介護保険	1.64%×1/2(事業主負担分) ×0.553(40~64歳の被保険者割合)	0.453%
厚生年金保険	18.3%×1/2(事業主負担分)	9.15%
子ども・子育て拠出金(全額事業主負担)		0.36%
雇用保険(建設の事業・事業主負担分)		0.80%
合計		15.888%

※保険料率は毎年改定されますので最新のものを確認してください。

保険料率の参照元

健康保険、介護保険	協会けんぽ
厚生年金保険、子ども・子育て拠出金	日本年金機構
雇用保険	厚生労働省

②労務費率(厚生労働省・平成30年4月1日施行)

事業の種類	労務費率
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
道路新設事業	19%
舗装工事業	17%
鉄道又は軌道新設事業	24%
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	23%
既設建築物設備工事業	23%
機械装置の組立て又は据付けの事業	38%
組立て又は取付けに関するもの	21%
その他の建設事業	24%

お問い合わせ先

・工事の契約担当(県民局総務課・地域総務課など)
 ・岡山県土木部技術管理課技術指導専任 電話:086-226-7483
 技術管理課ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/>

③請負代金内訳書の記載例

請負代金内訳書

工事名	000-00-000 県民局 10000
工事種別	00,000,000 A
土木	00,000,000 B
建築工	00,000,000 C
舗装工	00,000,000 D
土工	00,000,000 E
建設工事費	00,000,000 A(+B+C+D+E)
別途取付工事費	00,000,000 F
消費税	00,000,000 G
合計(法定福利費)	00,000,000 Y(X+G)
消費税	00,000,000 Z(Y)
工事費	00,000,000 Z+Y

※法定福利費とは、工事費のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3種類の事業主負担分をいいます。

・法定福利費は、事業主負担分(元請負担分と下請負担分の合計)を記載してください。
 ・社会保険等の種類ごとに分ける必要はなく、合計額を記載してください。

標準約款における対応

○公共工事標準請負契約約款

(請負代金内訳書及び工程表)

第三条 (A) 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内訳書には、**健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示**するものとする。

3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

注 (A) は、契約の内容に不確定要素の多い契約等に使用する。

第三条 (B) 受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、**健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示**するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

○建設工事標準下請契約約款

(請負代金内訳書及び工程表)

第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。

2 請負代金内訳書には、**健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示**するものとする。

※建設工事標準請負契約約款(公共・民間)に関しては右のURLを参照ください

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html

頻度の多い相談事項とその回答

- ・前年度に引き続き、実務的な相談が多い
- ・法定福利費確認にあたって下請あるいは再下請が請負額の内訳を示したがないという傾向も見られる

寄せられた相談の内容

○令和4年度社会保険関係相談件数26件の内訳（R5.1.25現在）

加入義務・・・9件（違反通報2件含む）加入証明関係（元請）・・・2件 同左（下請）・・・6件 同左（公共発注者）・・・1件

法定福利費・・・6件 建退共・・・1件 労災保険・・・1件

○実際の相談例（抄出）

Q：元請として、下請に再下請の見積書における法定福利費確認のため内訳を提出するよう求めたところ拒否された。いかに対応すべきか？

A：下請指導ガイドラインの趣旨を説明し、協力を求められたい。下請側の取引上の機密に係る部分まで開示を求める意図ではないことを説明してはどうか。

Q：下請に、見積書に法定福利費内訳を記載してもらおうよう求めているが、なかなか記載してくれない。効果的な説明方法はないか？

A：業界団体が作成している標準見積書を活用してはどうか？また、想定される労務費に保険料率をかける簡易な計算方式もありうる。

Q：標準見積書で示されているような複雑な計算式は、m単価の工種では使いにくい場合もあるが、どのように対応すべきか？

A：想定される労務費に保険料率をかける簡易な計算等、可能な方法で実施されたい。

Q：複数名を雇用している個人事業主を二次下請とする。雇用保険には加入し、健康保険は国民健康保険、年金は国民年金だが、適正な社会保険加入か？

A：適正と考える。加入を証する書類関係について当該下請と協議されたい。

Q：元請から単価契約で定型的な工事を請け負っているが、単価に含まれる法定福利費が安いように感じられる。

A：法定福利費は「通常必要と認められる原価」に含まれるので、適正な額でない場合は建設業法違反の恐れがあるので、内容について確認し、元請と交渉されたい。

ポイント

- ・法定福利費不払いの相談は減少したが、額が低いという相談もあり、引き続き啓発と指導が必要。
- ・法定福利費確認にあたっての下請が請負額内訳を拒む件は、取引上の機密とは別問題との理解を求める。

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成し、その実施を勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して、 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについては、 契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

建設業者

◆工程の細目を明らかにし、 工程ごとの作業及びその準備に 必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

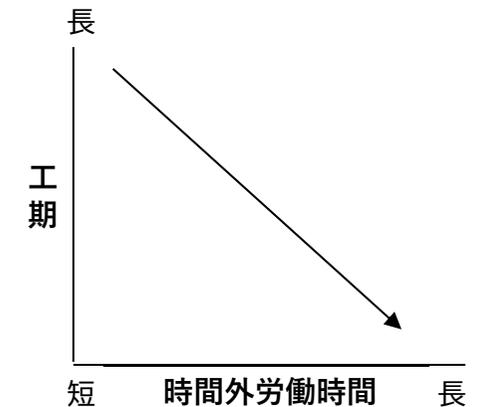
著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）①

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

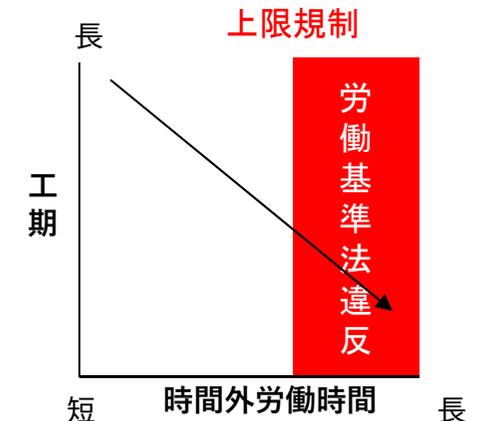
【工期と長時間労働の関係】



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

【工期と長時間労働の関係】
（令和6年4月～）



著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）②

著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなる**ことによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い**場合、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

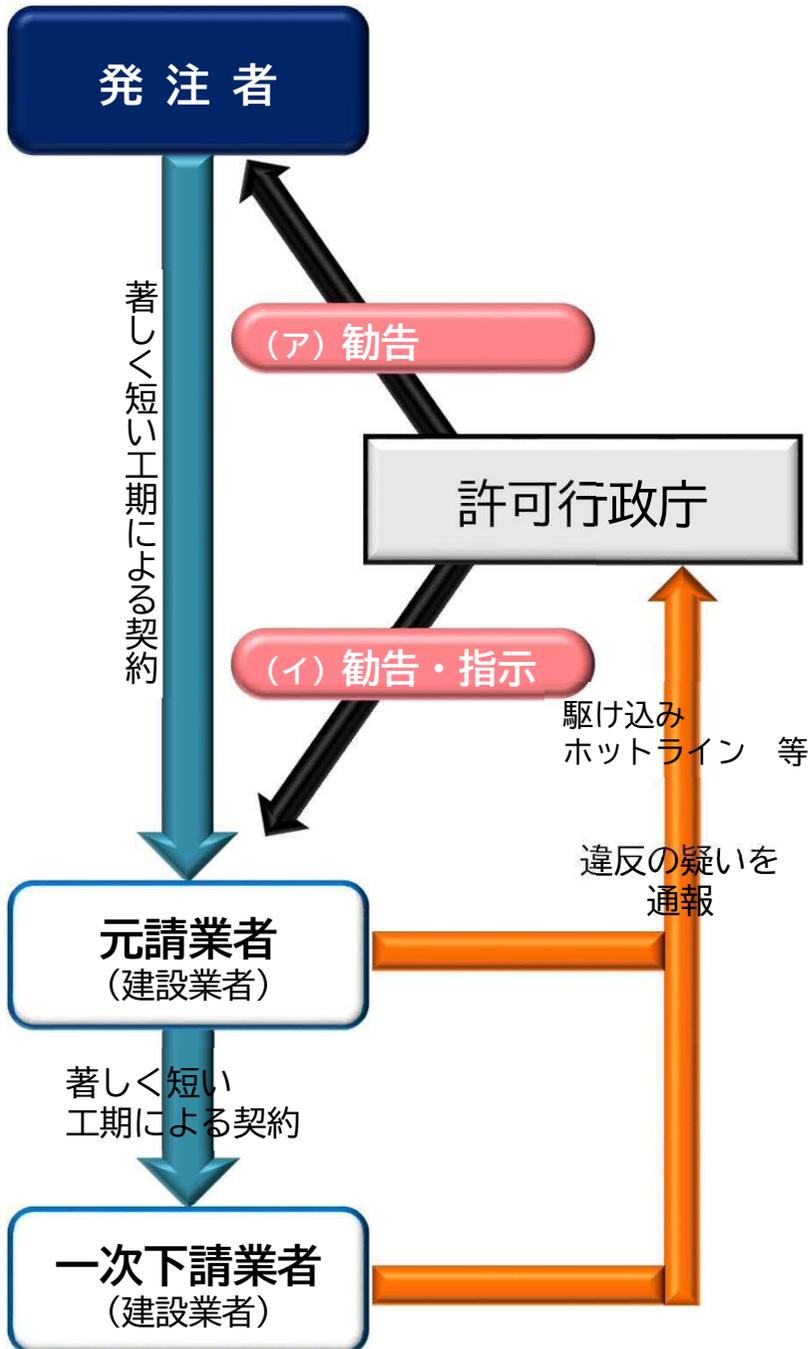
時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断**される。

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した **発注者に対して、勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。

※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

○建設業法(抄)

第十九条の六 (略)

- 2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がある勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。

※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

開催概要

日時：令和4年9月7日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和5年度概算要求、建設業の賃金引上げに向けた取組、建設資材の価格高騰、働き方改革等の推進 等

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、引き続き、必要かつ十分な公共事業予算の確保を図っていくこと、業界の実態としても施工余力に問題がないことについて再確認。
- また、前回の意見交換会で申し合わせた「概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進める」という点について、官民一体となって取り組んでいくことを再確認。
- さらに、建設キャリアアップシステムの更なる利用促進、建設資材の価格高騰対策、働き方改革の推進、インフラDX等を通じた生産性向上、地方公共団体における入札契約の適正化等についても議論。



適切な価格転嫁に向けて

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議における国土交通大臣発言（概要）

（令和3年12月27日 岸田総理、斉藤国交大臣等 → 経団連会長など経済団体5団体トップ、日建連会長など事業者団体22団体トップ）

- 業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。
- 国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、**適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力**をお願い致します。

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

（令和4年4月26日 国不建第52号～第55号 国土交通省 不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者）

- ◆ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や、納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施**について要請

< 契約締結時 >

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定（スライド条項等）を適切に設定**すること

< 契約締結後 >

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請企業から**協議の申出があった場合は、適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

- ◆ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- ・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること
- ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

公共
発注者

- ・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

民間
発注者

- ・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

- ◆ 価格転嫁に関する相談等を「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けている旨周知

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進

建設工事を発注する民間事業者・施主の皆様に対するお願い (2022年7月版)



昨年来、世界的な原材料の品薄・高騰の影響により、建設業においても幅広い資材において、かつて経験のない価格高騰・納期遅れが発生しています。こうした状況を踏まえ、当会は、政府から適正な価格転嫁のご指導をいただいています。

もとより建設会社は経営努力を最大限に行っていますが、現下の資材高騰・品不足は建設会社のみで吸収することは困難であることから、適正な価格・適正な工期での建設工事の実施につき、以下の点についてご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 直近の資材価格や調達状況を反映した価格・工期での契約締結

現在の急激な原油や原材料価格の上昇、世界的な物流の停滞に対して、政府では適正な価格転嫁、工期の確保の促進について以下のような取組を進めており、当会に対しても国土交通省から通知が発出されています。(2022年4月26日現在)

【政府における原材料費高騰に係る対策(建設関係)】

- 「価格交渉時期における転嫁対策の取組強化について」(閣僚懇談会における内閣総理大臣指示(2022.3.4))
 - ・企業が買上げに積極的に取り組むことができるよう円滑な価格転嫁を進めることが重要
 - ・事業所管官庁において、事業者団体に対して改めて価格転嫁への協力を働きかけるようお願い
- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議における斉藤国土交通大臣発言(2021.12.27)」
 - ・国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い
- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(国土交通省課長通知(2021.12.1))
 - ・発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願い
- 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(国土交通省局長通知(2022.4.26))
 - ・下請企業等との取引において価格転嫁を進める上での発注者と元請負人の間の契約の適正化の重要性に鑑み、…適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について適切に対応を願うようお願い



総理大臣指示



2021年12月27日転嫁円滑化会議

今後、当会会員企業は、

- (1) 直近の資材価格及び資材調達状況を反映した見積の提出
- (2) 見積提出後、契約前の間に資材高騰等が生じた場合、契約額や工期への適切な反映等のお願いをさせていただきますので、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

2. 民間建設工事標準請負契約約款等を活用した契約締結

長期の工事については、建設会社からの見積提出時・契約締結時に、将来の資材等調達価格を適切に予測することが極めて困難な場合があり、工期中に資材価格や調達の状況が大きく変わることもあります。

こうした事態に対応するため、国土交通省中央建設業審議会が決定した民間建設工事標準請負契約約款では、所要の条項が整備されています。(民間(七会)連合協定工事標準請負契約約款にも同様の条項があります。)

今後、民間建設工事標準請負契約約款等を活用した契約締結につき、ご理解・ご協力をお願いいたします。

○民間建設工事標準請負契約約款(甲)(抄) (工事又は工期の変更等)

第30条

5 受注者は、…正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

(請負代金額の変更)

第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、…その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

五 契約期間内に…経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないとき。

六 長期にわたる契約で、…物価、資金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないとき。

○「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(国土交通省課長通知(2021.12.1))

・当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応していただきますようお願い

○「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(国土交通省局長通知(2022.4.26))

・請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款(甲)…を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を願うようお願い

また、契約条項に基づき建設会社が請負代金額や工期等の変更をお願いした場合には、資材高騰分の請負代金変更、納期遅れ分の工期延伸等につきご理解・ご協力をお願いいたします。

3. 既に締結された契約における資材高騰に伴う個別協議

既に締結された契約における調達価格高騰への対応につきましては、民間事業者の皆様と建設会社との個別協議により決められるべきものではありませんが、事業主の皆様におかれましては、個別協議の際に、①短期間に多くの資材価格が上昇することは工事請負契約締結時には予測できなかったこと、②契約法においてはいわゆる「事情変更の原則」が認められていること、を十分にご勘案いただき、**請負価格の変更や設計の変更等に係る協議等に御対応いただきますようお願いいたします。**

※契約締結の際に前提とされていた事情が、事後的に当事者の予想し得た範囲を超えて著しく変化し、当初の契約内容を形式的に維持すると当事者の一方にとって極めて不公平な結果をもたらすような場合に、契約内容を新しい事情に適合するように改訂すること等を認める原則。

○「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(国土交通省局長通知(2022.4.26))

・既に締結された契約についても、現下の原材料費等の高騰・品薄の状況を踏まえ、請負代金や工期につき適切な対応に努めていただくようお願い

建設資材高騰等の現状 (2022年7月版)

一般社団法人 日本建設業連合会
JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

世界的な原材料及び原油等エネルギーの品不足や価格高騰の影響を受けて、建設工事の資材価格なども高騰しています。

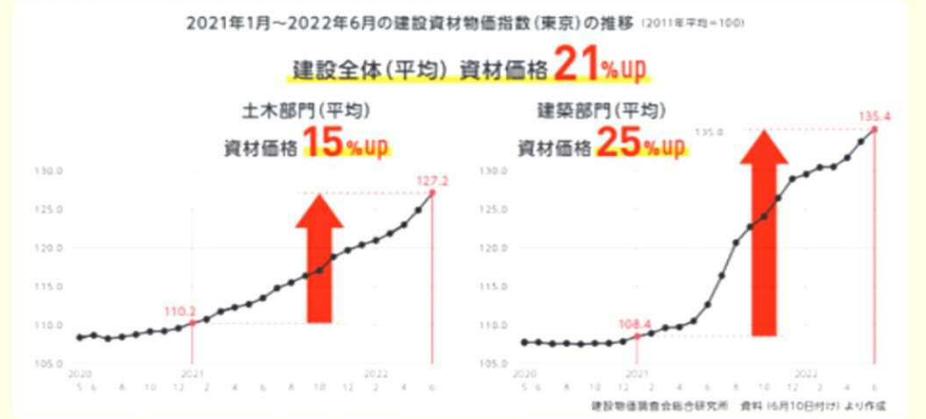
- 新型コロナウイルスによる生産・供給制約
- コンテナ不足等、物流のひっ迫・停滞
- EVシフトに伴う半導体需要増大
- CN対応に伴う設備投資コスト上昇
- 生産拠点の被災
- ウクライナ危機

等々

異形棒鋼 S1045 D19.2 25kg/m JIS G 3112 76%up	H形鋼 SS400 300x300x10x15 62%up	鋼板 中厚板 (SPHC又は普通鋼板) 16~25x1.52x8,096 77%up	フラットデッキ 430x75x1.2 あてZ12 35%up
鋼矢板 SY295 U形 39%up	生コンクリート 普通18-19-25-20 JG A 5308 6%up 東京生コン協会は、6月引合い受付分から約20%値上を公表(増産増需も同様値上げを予定)※2	プレテン高強度PC杭 3m A種 350x300x10m 8%up	鉄筋コンクリートU形 1種 300B W300x300xL600mm 20%up
コンクリート型枠用合板 標準品(輸入品) 12x900x1800 JAS規格品規格品 76%up	管柱 杉KD 3m x 10.5cm x 10.5cm 材種0.0331 92%up 本製材員が15~30%値上りしている※2	ステンレス鋼板 70%up ※1 建築工事、金属工事等の建築仕上り材や設備設備に使われる	アルミ地金 44%up ※1 アルミ製材やアルミ板等に使われる(サッシ、ルーバー等)アルミ製品が10%値上りしている※2
ストレートアスファルト 針入り値60-80 ローラー製造 86%up アスファルト混合物への価格転嫁が思うように進んでおらず、道路舗装会社の収益を確保に圧迫※2	軽油 ローラー製造 39%up	600Vビニル絶縁電線 7x1.6mm 標準 標準品 38%up	配管用炭素鋼鋼管 φ219 0.6mm厚 S.A.4m 41%up

資材のUP率: (一財)建設物価調査会の建設物価 2021年1月号掲載価格(東京)と本年8月号掲載価格(東京)との比較
※1: 日刊鉄鋼新聞 2021年1月の高騰・安値の中値と2022年7月19日付け数値の比較 ※2: 会員会社からの情報

建設資材物価は、2021年1月と比較して21%上昇しています。
(土木部門が15%上昇、建築部門が25%上昇) (一財)建設物価調査会の推計)



材料費割合を50~60%と仮定すると
この17ヶ月で労務費・仮設費・経費等を含めた**全建設コスト(平均)は、10~12%上昇**※3
※3: 例えば100億円の建設工事で50~60億円の原材料費が60~72億円に上昇(平均)
(土木分野 8~9%上昇、建築分野 12~15%上昇)

- 価格上昇とは別に、設備関連や一部建築資材において、**納期遅延が発生し、工期への影響**が出ています。土木分野についても、一部資材(高力ボルト等)の納入がタイトになっています。
- 資材等の納期遅延は、工期への影響の他、仮引渡し対応のための代替品調達による費用増も惹起しています。
- ウクライナ危機の影響で、更に幅広い建設資材に納期遅延やひっ迫が発生する恐れがあります。

当会会員が納入遅れありと認識している資材・設備

躯体 (※(ファイアショック)) <ul style="list-style-type: none"> ○BCP(鉄骨用コラム) ○トラス筋付デッキ型枠 ○コンクリート膨張材 	仕上 <ul style="list-style-type: none"> ○木製建具・木質系床 (※ウッドショック) ○フッ素樹脂塗料塗装設備 (※半導体需要の高まり、増産対策によるフッ素樹脂塗料不足) ○断熱発泡ウレタン・パネル (※HFO発泡剤メーカーのハリケーン被災) ○耐火クロスを用いた防火・防災シャッター、スクリーン等 (※ロシア産耐火クロスの調達難)
設備 (※(半導体不足・樹脂原料不足等)) <ul style="list-style-type: none"> ○電機設備 <ul style="list-style-type: none"> ・変電設備 ・高圧ケーブル ・照明機器 ・自動火災検知設備 ・中央監視設備 ・インバーター盤 ・電話 ・発電機 ・蓄電池 ・UPS(無停電電源装置) ・監視設備 ・樹脂系コネクタ 	<ul style="list-style-type: none"> ○空調設備 <ul style="list-style-type: none"> ・冷凍機 ・チラー(冷却水循環装置) ・空調機 ・PAC(パッケージエアコン) ○昇降機設備 <ul style="list-style-type: none"> ・乗用エレベーター ・貨物用エレベーター ○衛生設備 <ul style="list-style-type: none"> ・シャワートイレ ・給湯器 ・スプリングラールヘッド ・厨房設備 ・冷凍冷蔵設備 ・コンプレッサー

(注) 箇中、赤字文字は過去に受注停止等が発生したものを。

1. 策定の趣旨

※ガイドラインとは・・・当該施策における目安・指標

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定。
R4.8最終改訂は原材料費等高騰を踏まえた建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保、建設工事で発生する建設副産物の適正処理等を反映。

ガイドライン本文に関しては下記URLを参照ください

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001493865.pdf>

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の13項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等（建設業法第20条第4項、第20条の2）
2. 書面による契約締結
 - (1) 当初契約（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項）
 - (2) 追加工事等に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
3. 工期
 - (1) 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）
 - (2) 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）
 - (3) 工期変更に伴う増加費用（建設業法第19条第2項、第19条の3）
4. 不当に低い請負代金（建設業法第19条の3）
5. **原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保**
(建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5)
6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）
7. 不当な使用資材等の購入強制（建設業法第19条の4）
8. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9. **赤伝処理**（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）
10. **下請代金の支払**
 - (1) 支払保留・支払遅延（建設業法第24条の3、第24条の6）
 - (2) 支払手段（建設業法第24条の3第2項）
11. **長期手形**（建設業法第24条の6第3項）
12. 不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 14-1 独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
- 14-2 社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
- 14-3 労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）
- 14-4 **建設工事で発生する建設副産物について**

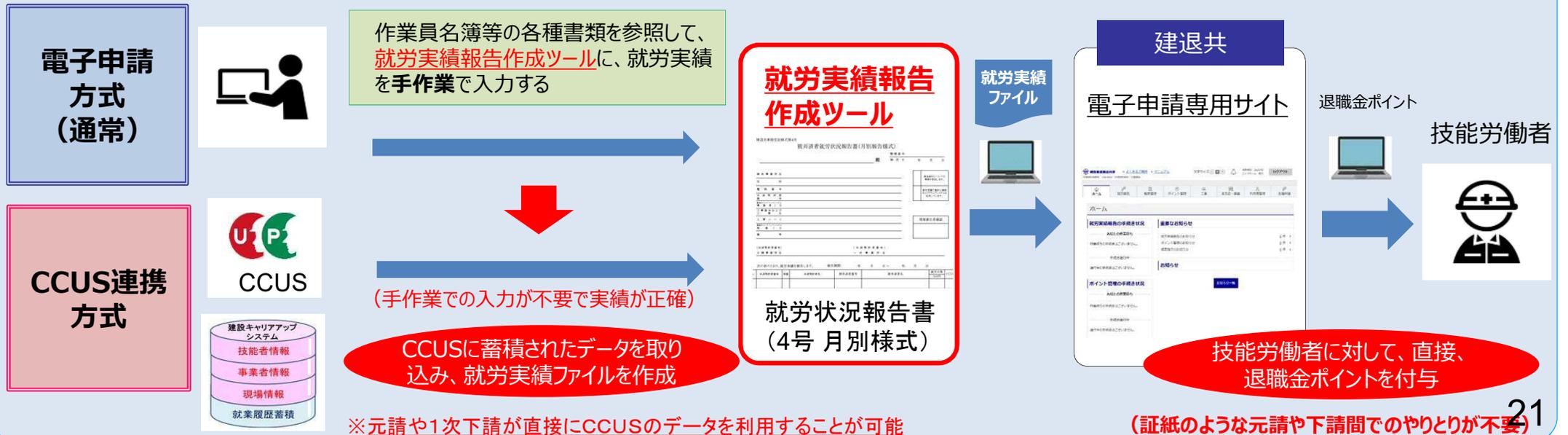
○建退共制度では、技能労働者の働いた日数に応じて退職金の掛金が納付されるため、就労実績が正しく把握され、実績どおりに掛金が納付されることが処遇改善のために重要

○民間工事における普及促進が必要

<参考> 令和3年3月30日国不入企第42号主な民間発注者団体の長宛国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」

1. 建退共制度は、公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であることから、民間工事についても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要であること。
2. 官民施策パッケージでは、令和3年度から建設キャリアアップシステムを活用した公共工事について、建退共制度に係る掛金充当確認等の履行強化を図るとともに、民間工事についても建設企業による掛金納付・充当の徹底を図ることとし、民間工事を含め、令和5年度から建設キャリアアップシステム活用への完全移行の方針を掲げたとありますが、建設業者団体あての要請において、民間工事についても、元請事業者等による適切な対応を要請したところであり、ご承知おきいただきたいこと。
3. 建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解されること。

(参考) 建退共とCCUSのデータ連携



中国地方整備局ホームページからも、次のような参考資料が入手できます。是非、ご覧下さい。



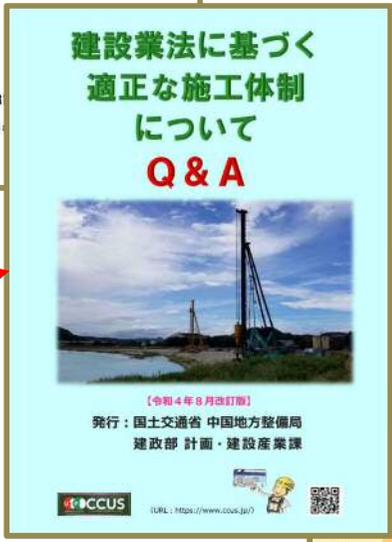
〔中国地方整備局建政部HP〕のホームページの「建設業・建設関連業」をクリック。

「法令遵守及び指導・監督 (法令遵守情報サイト)」をクリック。



このガイドラインの概要は、本日の資料に含まれています。

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか等が具体的に示されています。



施工体制だけでなく、建設業における適正な契約等についても、簡潔に解説しています。



建設業法違反となる取引上の行為や注意点と、目指すべき取引のあり方等を簡潔に解説しています。



建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。

**品確法運用指針、
新労務単価、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL. ナビダイヤル 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば…>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
 - ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
 - ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など
- いただいた情報をもとに…

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。



法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp
「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>
品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html
公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html
社会保険加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

その他(情報提供資料)

- (1) 監理技術者制度について
- (2) 建設発生土の搬出先の明確化

- 令和4年11月18日に建設業法施行令の一部を改正する政令※が公布され、**金額要件の見直し関係**については、令和5年1月1日から施行されます。
- また、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において、**技術者途中交代の条件の見直し、同一の工事と見なせる範囲の合理化**の見直しの方向性について検討を行い、令和4年5月31日に「技術者制度の見直し方針」としてとりまとめられました。
- 上記を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適確な運用の徹底を図ります。

※建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）

1. 同一工事と見なせる範囲の合理化

■ 同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による管理を認めることとする。

2. 技術者途中交代の条件の見直し

■ 合理的な範囲で柔軟な交代を可能に

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能とする。

3. 金額要件の見直し

■ 政令改正後の金額要件に修正

※()内は建築一式工事の場合

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)

4. その他

- 発出済みの通知等に伴う見直し
- 表現の適正化

【二-二 監理技術者等の設置、二-三 監理技術者等の職務】

- ・ 営業所における専任の技術者、監理技術者等が職務に従事するにあたり、テレワークの扱いを明記。

【五 施工体制台帳の整備、六 工事現場への標識の掲示】

- ・ 施工体系図及び標識の掲示に関して、一定の要件を満たす場合、デジタルサイネージ等 I C T 機器の活用が可能である旨を明記。

【全般】表現の適正化

建設発生土の搬出先の明確化等

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



R3.7 静岡県熱海市

死者・行方不明者27名、家屋被害128棟



H21.7 広島県東広島市

 廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
家屋被害1棟


R3.6 千葉県多古町

 廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日） <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要**。
- 有効利用されている実態を踏まえると、搬出先の適正確保と有効利用を一体的に図る仕組みが効果的
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 建設発生土について、全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施を要請
※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、契約締結時における適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について受注者と適切に協議することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める
- 民間工事も含めた取組として、資源有効利用促進法の計画制度を強化し、元請業者に対し、**事前に搬出先が適正であることを確認**させることや、**実際にそこに搬出されたことを受領書で確認**させる仕組みを構築

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

建設工事から発生する土

建設工事から発生する土



分別

廃棄物

…廃掃法に基づき適正に処理

廃棄物を分別した土

建設発生土

資源有効利用促進法※に基づき再生資源として利用



他工事利用



残土処分場

※写真はイメージ

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国 : 99%
都道府県 : 88% 政令市 : 77%
市区町村(政令市除く) : 69%

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成対象工事の拡大（土砂1,000m³ → 500m³）、保存期間の延長（1年 → 5年）、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】
※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認を義務化【省令改正：盛土規制法の施行(R5.5.26)に合わせ施行予定】
ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化【告示：盛土規制法の施行(R5.5.26)に合わせ施行予定】

【再生資源利用促進計画書】(イメージ)

計画書

請負会社 : ●●株式会社
工事所在地 : ●●市●●町●●
建設発生土 : ●●●● m³
搬出先 : ●●工事 ●●● m³
 ●●処分場 ●●● m³

新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化（許可地一覧の公表・現地掲示）
- 盛土許可違反の建設業者への処分

公布：令和4年9月2日
施行：令和5年1月1日
(省令：施行日以降に契約する工事に適用)

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準（省令）を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒再生利用の促進・不適正処理防止の観点から、政省令を改正し、計画制度を強化。

◇計画制度・元請業者責任の強化【省令改正】※

(1) 再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等

土砂等の利用量や搬出量・搬出先等を記載する再生資源利用促進計画に関して、

- ・ 計画作成の対象工事拡大（搬出土砂量1,000m³以上→500m³以上）
- ・ 計画及びその実施状況の保存期間の延長（1年→5年）

(2) 元請業者責任の強化等

- ・ 計画作成後の発注者への説明を義務付け
- ・ 発注者からの請求に応じて実施結果を報告
- ・ 計画の現場掲示を義務付け（インターネット公表の努力義務）
- ・ 元請及び下請け企業は、契約に際し、運搬費その他処理経費の適切な見積りに努める

※ 2つの省令の関係部分を改正

- ・ 再生資源省令
(土砂等を工事に利用する際の省令)
- ・ 指定副産物省令
(土砂等を工事から搬出する際の省令)

◇勧告・命令の対象事業者の範囲の拡大【政令改正】

- ・ より小規模な事業者も勧告・命令の対象となるよう、その基準を年間施工金額50億円以上→25億円以上に引き下げ。

- 省令改正で再生資源利用(促進)計画等を工事現場の公衆の見えやすい場所に掲載することとした
- これに伴い国土交通省のホームページで掲載している参考様式に掲示様式を追加し公開
- 現在、建設副産物情報交換システム(COBRIS)で、掲示様式に必要情報が自動的に記入されるようシステムを改修中(令和5年3月末頃、改修完了予定。利用可能となった段階で周知予定。)

ホームページ公表の掲示様式(参考)

再生資源利用促進計画書 - 現場掲示用 -

1. 工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名	法人番号				作成・更新年月日	令和	年	月	日
	請負会社名					工事責任者			
	会社所在地	TEL							

工事名	工事施工場所	工期	令和	年	月	日から
			令和			日まで

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③ 小数点第三位まで	現場内利用		現場外搬出について					再生資源 利用促進率 ②+④ ① (%)	
		②利用量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで	搬出先名称	搬出先場所住所	搬出先の種類	③現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内 改良分 小数点第三位まで		④再生資源 利用促進量
コンクリート塊	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1			トン	トン	0.000 トン	0%
コンクリート塊	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先2			トン	トン	0.000 トン	0%
アスファルト コンクリート塊	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1			トン	トン	0.000 トン	0%
第一種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先2			トン	トン	0.000 トン	0%
第二種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1			地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%
第三種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先2			地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%
第四種 建設発生土	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1			地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%
破砕土以外の泥土 ※	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先2			地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%
泥炭土※ (建設予定を除く)	0.000 地山m ³	0.000	0.000	搬出先1			地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%
				搬出先2			地山m ³	地山m ³	0.000地山m ³	0%

※ 発注者と協議し、必要に応じて記載

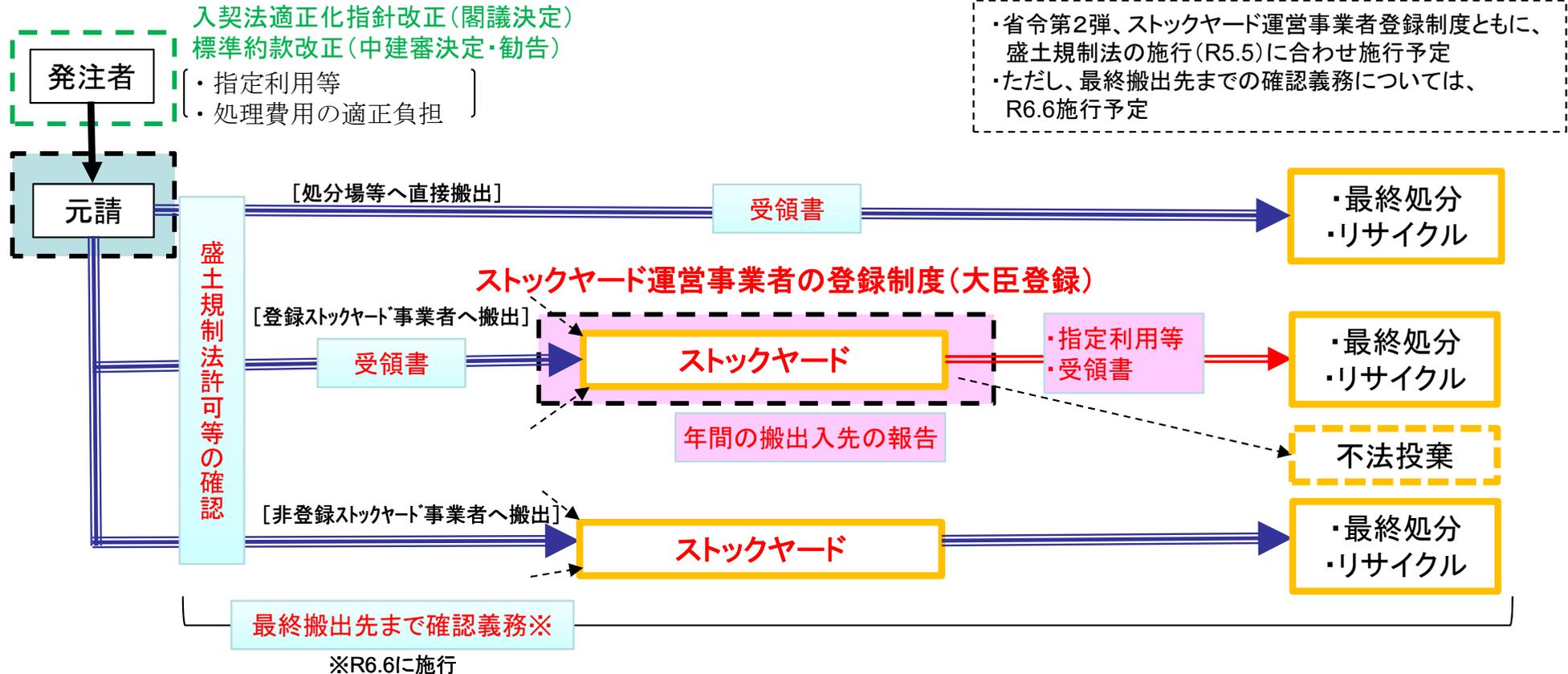
※既存の再生資源利用(促進)計画様式に掲示様式のシートを追加し、「発注者の商号、名称又は氏名」の記入を除き、既存様式に入力した内容が、掲示様式に自動的に転記される。

【ホームページ掲載先】

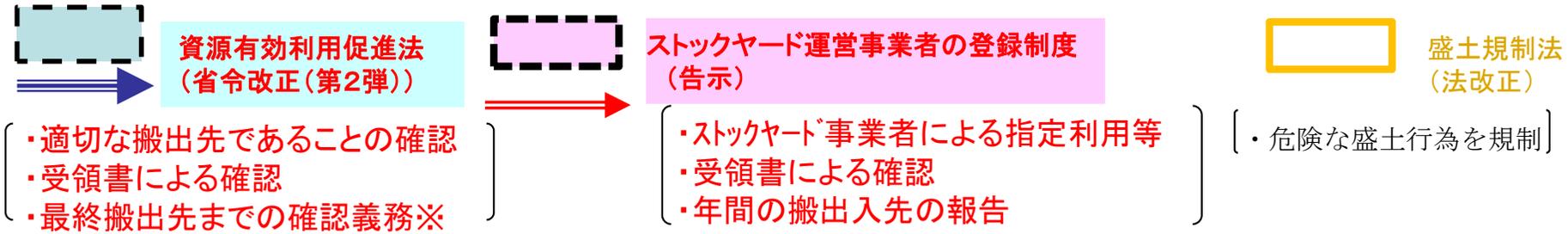
国土交通省ホーム> 政策・仕事> 総合政策> リサイクル> 建設リサイクル推進施策 情報交換システム> 建設リサイクル報告様式
URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

盛土規制法にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(第2弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。

- 【目的】
- ・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
 - ・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること



・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度ともに、盛土規制法の施行(R5.5)に合わせ施行予定
 ・ただし、最終搬出先までの確認義務については、R6.6施行予定



資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するストックヤード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化。

◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正(第二弾)】

(1) 適正な搬出先への確実な搬出

- ・元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料(チェックリスト)として現場掲示
- ・元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存
- ※ 元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合(搬出先が以下の①②③の場合を除く)には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

(2) 土壌汚染対策法への対応

- ・元請業者は発注者の土壌汚染対策法の手続き状況を確認
- ・確認結果を(1)と同様に現場掲示

注) 2令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み(第一弾)
(再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場掲示の義務化等)

【施行予定】

(1)(2)を盛土規制法の施行に合わせ施行予定、ただし、(※)については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行予定

ストックヤード運営事業者の登録制度について

- 資源有効利用促進法省令改正（第2弾）と連携し、**ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設**

①ストックヤード運営事業者の登録制度創設の目的

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

②登録の拒否要件

- ・登録取消し後5年以内の者
- ・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者 など
- ・盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者 など

③登録した業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成

※

- ①国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所
- ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
- ③登録ストックヤード

※ 本項目は登録制度の開始1年後から施行

- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 など

④登録した事業者に対する国の対応等

国は、ストックヤード運営事業の適正な運営を確保するため登録業者に対して以下の対応を実施

- ①業務に関する報告又は資料提出の請求
- ②業務に関する不正・不誠実行為等に対する指導、助言、勧告
- ③不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

④発生土のリサイクルの促進

- ・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載

資源有効利用促進法の改正省令等の施行スケジュール

パブコメ中

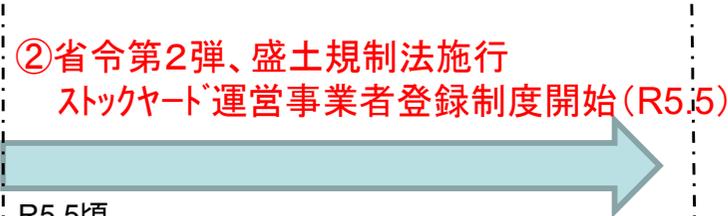
○資源有効利用促進法による建設発生土の搬出計画制度の強化について、盛土規制法の施行にあわせ施行
 ○ただし、最終搬出先の確認については、同登録制度の登録期間として猶予期間を約1年間設ける

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
-------	-------	-------	-------



R5.1 資源有効利用促進法政省令改正施行(第1弾)

R4.12.26 資源有効利用促進法省令改正(第2弾) パブコメ実施
 ~R5.2.10 スtockヤード運営事業者登録制度(告示)



R5.5頃
 ・盛土規制法施行(自治体による規制区域の指定開始)
 ・資源有効利用促進法省令改正施行(第2弾)
 ・Stockヤード運営事業者登録制度開始

③省令第2弾 施行 (R6.6)
 ※非登録Stockヤードの場合、請負業者に最終搬出先
 までの確認義務を課す



R6.6頃 資源有効利用促進法省改正施行(第2弾)
 【登録Stockヤード以外の最終搬出先の確認】

建設業に関する各種相談窓口【令和4年4月27日改訂版】

建設業に関する総合的な相談窓口

1

建設業フォローアップ相談ダイヤル

※許可申請等に関するお問い合わせは **4** をご参照下さい

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 資機材価格の高騰等による価格転嫁、労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



TEL. 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝日・閉庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

請負契約に関するトラブルの相談窓口

2

建設業取引適正化センター

センター
東京

TEL 03-3239-5095

FAX 03-3239-5125

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター
大阪

TEL 06-6767-3939

FAX 06-6767-5252

E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料
無料

【受付時間】 9:30～17:00
(土日、祝日、年末年始を除く)



建設業取引適正化センター

検索

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業の法令違反に関する通報窓口

3 駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

検索

4 許可申請等に関するお問い合わせ窓口

TEL 082-221-9231

中国地方整備局/代表

→建政部計画・建設産業課をご指定ください

【受付時間】 9:15～12:00,13:00～18:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

各県の建設業担当部署（連絡先）は、次のキーワードでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

検索

- 建設業許可、建設業の変更届、経営事項審査等の建設業法に基づく申請手続きについてのご相談、その他建設業法関係全般のご相談を受け付けます。

建設業法及び各種ガイドラインの詳細は
国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

検索

建設業法令遵守ガイドライン

検索